

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年（2023年）5月8日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

1 契約担当者

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小 高 咲

2 入札に付す事項

(1) 契約の名称

地方独立行政法人北海道立総合研究機構敷地草刈り業務委託

(2) 業務箇所

札幌市北区北19条西11～12丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）敷地
12, 139.7㎡

詳細は、道総研敷地草刈り業務処理要領のとおり

(3) 業務内容

原則として、6月中旬及び9月上旬の各月1回（計2回）、道総研敷地の草刈りを実施し、刈り取ったものを収集、積込、運搬して処分すること。

業務実施日は、原則として土曜日、日曜日又は祝日とし、業務担当員と協議して定めること。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）9月30日まで

3 入札に参加する者に必要な資格

令和5年5月8日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第14号に規定する道総研敷地草刈り業務に関する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西11丁目

道総研本部経営管理部財務グループ

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目
北海道総合研究プラザ 1階 セミナー室1

(2) 入札日時 令和5年5月23日（火）14時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送等送付による入札の可否

認める。

郵送等により入札書を提出する場合は、令和5年5月22日（月）17時までに、道総研本部経営管理部財務グループ必着とする。

なお、郵送等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

9 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第19条に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、入札金額が、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、入札書記載の入札価額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道及び道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 最低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

設定していない。

(3) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 道総研本部経営管理部財務グループ

イ 所 在 地 郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-747-2798

(6) 前金払はしない。

(7) 概算払はしない。

(8) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。